



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(五件) ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課) ……一
- 平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部改正 ……(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……二
- 港湾施設の開場時間の臨時変更 ……(港湾局港湾経営部経営課) ……三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出 ……(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) ……三
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出 ……(同) ……三
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更 ……(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……四
- 開発行為に関する工事完了 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 ……(産業労働局商工部地域産業振興課) ……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 ……(同) ……五

告示

●東京都告示第五百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分  
中野区上高田四丁目地内

第一種中高層住居専用地域 追加する部分  
中野区上高田四丁目地内

削除する部分

北区桐ヶ丘一丁目及び赤羽台三丁目各地方内

第二種中高層住居専用地域 削除する部分  
北区桐ヶ丘一丁目地内

第一種住居地域 削除する部分  
目黒区下目黒一丁目地内

第二種住居地域 追加する部分  
目黒区下目黒一丁目、北区桐ヶ丘一丁目及び赤羽台三丁目各地方内

近隣商業地域 追加する部分  
江東区亀戸三丁目地内

商業地域 削除する部分

江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地方内  
変更する部分

追加する部分

江東区亀戸三丁目地内

準工業地域

追加する部分  
江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地方内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに江東区役所、目黒区役所、中野区役所及び北区役所

●東京都告示第五百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

幹線街路放射 削除する部分  
第十四号線 各地内

二 関係図書の縦覧

場所

追加する部分  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第千五百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路放射 削除する部分

第十六号線 江東区東陽三丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千五百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

幹線街路放射 削除する部分

第三十一号線

江東区森下一丁目及び森下二丁目 各地内

削除する部分

幹線街路補助 線街路第百十号線

江東区森下一丁目、森下二丁目、清澄三丁目、平野一丁目及び深川二丁目各地内

変更する部分

墨田区東駒形一丁目、本所一丁目、石原一丁目、横網一丁目、横網二丁目、亀沢一丁目、緑一丁目、両国四丁目、立川一丁目、千歳三丁目、江東区森下一丁目、森下二丁目、高橋、常盤二丁目、白河一丁目、清澄三丁目、三好一丁目、平野一丁目、深川一丁目、深川二丁目、門前仲町一丁目、門前仲町二丁目、牡丹一丁目、越中島一丁目、越中島二丁目、古石場一丁目、中央区佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目及び勝どき二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千五百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国立都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国立都市計画道路

三・一・十一号国立駅谷保

駅線

国立市中一丁目、中二丁目、中三丁目、東一丁目、東二丁目、東四丁目及び富士見台一丁目各地内

削除する部分

国立市中一丁目、中二丁目、中三丁目、東一丁目、東二丁目、東四丁目、富士見台一丁目及び富士見台二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千五百九十二号

平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

別表二の部(1)の項中「をテストハンマーによる打診等」の下に「(無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。)」を加え、「落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。」を「全面打診等(落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。)」による

り確認する。」に、「若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等」を「又は全面打診等」に、「かつ、三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合」を「最初に実施する定期調査等」に、「落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する」を「全面打診等により確認する(三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、)」に改める。

別表五の部(7)の項中「目視」を「目視、触診、設計図書等」に、「歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等がある」を「モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆(さび)が腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じている」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表五の部の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

●東京都告示第千五百九十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 種類

橋りょう付帯施設(遊歩道)

二 名称 レインボーブリッジ橋りょう付帯施設  
 三 開場日時 令和四年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで  
 令和五年一月一日午前零時から午後六時まで  
 (通常午前十時から午後六時まで)

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国際化学オリンピック日本委員会

二 代表者の氏名

木原 伸浩

三 主たる事務所の所在地

町田市原町田四丁目十九番二十号 ライオンズシティ

町田東二〇五

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ

ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国際化学オリンピック日本委員会

二 代表者の氏名

木原 伸浩

三 主たる事務所の所在地

町田市原町田四丁目十九番二十号 ライオンズシティ

町田東二〇五

一 名称

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

二 代表者の氏名

林 恵子

三 主たる事務所の所在地

港区南青山三丁目一番三十号

四 その他の事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島二丁目五番五号

佐賀県佐賀市駅南本町五番五号

熊本県熊本市中央区辛島町六番二号 ペアレントビル

九階九〇一

一 名称

特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボ

1 ダー JAPAN

二 代表者の氏名

赤尾 和美

三 主たる事務所の所在地

千代田区東神田一丁目十四番十一号 ヤマダビル六F

東京都日影による中高層建築物の高さの制限  
に関する条例第三条に規定する区域の範囲の  
変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和五十三年東京都条例第六十三号)第三条の規定に基づき、同条例別表第二十九の項の区域欄に掲げる区域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更する区域 江東区亀戸三丁目地内

二 変更年月日 令和四年十二月十九日

三 縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築  
企画課(東京都庁第二本庁舎三階南  
側)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵村山市残堀四丁目四十三番八  
武蔵村山市残堀一丁目四十五番地一  
比留間商事株式会社  
代表取締役 比留間 稔

稲城市大字坂浜字四十二号三番五十四番、三千二百五十五番及び三千二百五十六番  
稲城市坂浜九十五番地  
金子 昇二

東村山市廻田町四丁目三十一番十九、同番十九地先、同番三十四及び同番四十三  
西東京市田無町三丁目二番十二号  
R.E. パートナーズ株式会社  
代表取締役 牧 文義

西東京市富士町二丁目八百七十一番二から同番四まで  
国分寺市東戸倉一丁目十六番地四十一  
株式会社富晴  
代表取締役 富田 譲治

小平市鈴木町一丁目二百二十五番一の一部及び同番五十五番地  
小平市鈴木町一丁目二百二十番地  
塚田 正和  
代表取締役

東村山市恩多町二丁目二十二番十七及び同番四十番地二  
金子 和子  
東村山市恩多町一丁目四十番地二  
金子 訓子

稲城市平尾二丁目十二番六  
新宿区西新宿二丁目六番一  
号新宿住友ビル三十一階  
アグレ都市デザイン株式会  
社  
代表取締役 大林 竜一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ルミネエスト新宿

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十八番一号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更を行った設置者名 株式会社ルミネ

六 変更前の設置者の代表者名 森本 雄司

七 変更後の設置者の代表者名 高橋 眞

八 変更日 令和三年四月一日

九 届出日 令和四年十二月一日

十 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一 縦覧期間	令和四年十二月十九日から令和五年四月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	コストコホールセール多摩境倉庫店
二 店舗所在地	町田市小山ヶ丘三丁目六番地一
三 設置者名	コストコホールセールジャパン株式会社
四 設置者住所	千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地(金田西二街区二画地)
五 変更前の設置者住所	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号
六 変更後の設置者住所	千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地(金田西二街区二画地)
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	コストコホールセールジャパン株式会社
八 変更前の小売業者の住所	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号
九 変更後の小売業者の住所	千葉県木更津市瓜倉三百六十一番地(金田西二街区二画地)
十 変更日	令和四年八月一日
十一 届出日	令和四年十二月五日
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
十三 縦覧期間	令和四年十二月十九日から令和五年四月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。 令和四年十二月十九日
一 店舗名	東京都知事 小 池 百合子
二 店舗所在地	西友石神井公園店
三 設置者名	練馬区石神井町二丁目十三番十号 株式会社西友
四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日	令和四年十月二十八日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

